

むと疑ふ。すなはち誓願を發し、像を造りて恭敬はむとす。遂に大唐に至りて、

すなはち其の像を造りて日夜守り敬ふ。号けて河辺法師と曰ふ。法師の性忍辱人に過ぎ、唐皇に重せらる。日本國の使に従ひて、養老二年に本朝に帰向る。

興福寺に住み、其の像を供養して卒めるに至るまで息まず。誠に知る、觀音の

威力の思議すること難きことを。讀に曰はく「老師遠く学びて、難に遭ひて帰らむとす。濟渡るに由無く、聖を憶ひて椅に坐る。心に威力に憑りて、化金來り賚く。別れて後に遍に繕れ、儀を図して常に礼みて、其の役輒まず」といふ。

亀の命を贖ひ生を放ちて現報を得亀に助けらるる縁

第七

禪師弘濟は、百濟國の人なり。百濟の乱の時に當りて、備後國三谷郡の大領の先祖、百濟を救はむが為に軍旅に遣さるる時に、誓願を發して言さく「もし平に還来らば、諸の神祇の為に伽藍を造立て多諸くの寺を起らむ」とまうす。遂に災難を免れ、すなはち禪師を請へて相共に還来り三谷寺を造る。其

の禪師の伽藍と諸の寺とを造立てたる所以なり。道俗観て、共に為に欽敬ふ。

禪師尊き像を造らむが為に、京に上り財を売る。既に金と丹との等き物を買得て、難破の津に還到る。時に海の辺の人大なる亀四口を売る。禪師人に勧へて買ひて放たしむ。すなはち人の舟を借り、童子一人を擧て共に乗りて海を度る。日晚れ夜深けて舟人欲を起し、備前のかねの骨鳴の辺に行到りて、童子等を取りて海の中に擲入る。然うして後に禪師に告げて云はく「速に海に入るべし」といふ。師教化ふといへども賊なほ許さず。茲に願を發して海の中に入る。水腰に及ぶ時に石を以ちて脚に当つ。其の晩に見れば、亀負へり。其の備中の浦にして、海の辺に其の亀三頭きて去る。是れ放てる亀の恩を報ゆるかと疑ふ。時に賊等六人、其の寺に金と丹とを売る。檀越まづ量るに価を過ゆ。禪師後に出て見れば、賊等忙しくして退進を知らず。禪師憐愍びて刑罰を加へず。仏を造り塔を嚴り、供養し已りぬ。後に海の辺に住みて往き来る人を化す。春秋八十有余のとしに卒ぬ。畜生すらなほ恩を忘れず、返りて恩を報ゆ。何にいはむや、人にして恩を忘れむや。

帰依いたします。五底本訓釈「罷(万可利)」。
三みずから作つた罪過を懺悔すること。本説話は日本の文殊海通の起源説話といふべき。三見ると同時に、の意。蘇生のイメージは中七縁に結びついてくる。三六五年に山背讃美の短文。四字句が主。四特にそのみに心を寄せる。底本訓釈「備(加多知波比)」。
云底本訓釈「存(持也)」。云底本訓釈「天(奈加奈波爾奈利奴留止)」。云底本訓釈「說(誠也、並知也)」。三皇極天皇二年(西暦三)に山背大兄王を襲つたことをじら。「八日」八年は十八日「十八年の誤り」とするのは歎詠。天平心真仁正皇太后との混同、とするのは考証の説。三聖德太子が聖武天皇に転生し、文殊菩薩が行基に化したとする。上巻四縁と合わせ読むならば、聖武天皇を聖とし行基を隨身の聖としていることがわかる。

第六縁 善業についての現報説話。今昔物語集十六ノ一、扶桑略記・養老二年(セイノ年)に書承。

三底本訓釈「懷(估也、依也)」。三高齢なるがゆえの称であるが、年齢に関しては疑点が多い。畠山「續日本紀・養老五年六月二十三日」の詔に「沙門行善、負笈遊學、既經七代(佛晝)難行、解三五箇、方帰本郷、矜貧良深、如行修、行天下諸寺、恭敬供養、一同僧續之例」とみえる。三高句麗系の氏族であろう。歎詠は堅部(かねべ)氏とする。三推古天皇は五九

二年に即位、六二八年に薨去。下文に養老二年

に帰國、とみえるが、推古天皇の末年より數えて養老元年は九十年にあたる。続日本紀に「負笈遊學、既經七代」とあるのより推せば、齊明天皇の代(空葉大六)に高麗に渡つたことになる。推古天皇の代とすれば九十年以上の遊學となりあまりに高齢にすぎるが、本説話の内部に矛盾を生じるわけではない。三高句麗。

四六六年。夷原文「急其河辺、捨壇無船」。四其は通説にしたがつて「そ」と訓んだが、この「其」は於の意で用ひられてゐるようを印象を与えている。別の訓みが考えられてもよ。四「老翁」のイメージは中巻八縁の「不知老人」に結びついている。觀音を念じたところ船が現われて救われた、という説話には、密觀音應驗記の竺法純の説話がある。四「老翁と舟がたまちに消えた」というイメージは下巻八縁の「既而其像、奄然不現」に結びついている。

一耐え忍ぶこと。六波羅蜜のひとつ。三七年。二扶桑略記・養老二年条には安置其像於興福寺。夙夜供養。然問其像俄失、不知所。在矣。三帰、倚、資、に押頸をこそろみてある。三底本訓釈「資助也」。四底本訓釈「遺(忽也)」。七底本訓釈「贋(可久奴也)」。八底本訓釈「贋(止也)」。

第七縁 善業についての現報説話。今昔物語集十九ノ三十に書承。

八買ひ取以外に所伝をみない。二六〇年。百濟滅亡。三広島県三次市、双三郡あたり。三郡の長官。「掌・撫・養所部・檢・察郡事」(職員令)。四六六年、出兵。六六三年、白村

第一 罪者方広經典を帰敬ひて報を得両の耳聞ゆる
ことのもと

縁 第八

小墾田宮に宇御めたまひし天皇の代に、衣縫伴造義通といふ者有り。急に重き病を得て、両の耳並に聾ひ、悪しき瘡身に遍し。年を歴て愈えず。自づから謂はく「宿業の招ぶ所なり。ただし現報のみにあらず。長く生きて人に厭はるよりは善を行ひて過に死なむに如かず」とおもひて、すなはち地を捨き堂を飾り、義禪師を雇請へ、まづ其の身を潔めて香水に沐浴みて、方広經に依る。是に希有なる想を發し、禪師に白して言さく「今我が片耳に一の菩薩の名を聞く。故にただし願はくは大徳、忍労りてまた促せ」とまうす。禪師重ねて拝めば両の耳俱開く。遐く遙く聞く者、驚き怪びずといふことなし。是に知る、感應の道諒に虚しからず、と。

禪師更に拝めば両の耳俱開く。遐く遙く聞く者、驚き怪びずといふことなし。

嬰兒驚に擒られて他国に父に逢ふこと得る縁 第九

飛鳥川原板葺宮に宇御めたまひし天皇の世の癸卯年の春二月の頃に、

但馬國七美郡の山里の人の家に嬰兒の女有り。中庭に飼畜ふ。驚擒りて空に騰りて東を指して翥りぬ。父母懼び惻み哭き悲びて追ひ求むれども、到る所を知らず。故に為に福を修る。八箇年を逕て、難破長柄豐前宮に宇御めたまひし

天皇の世の庚戌年の秋八月の下旬に、驚に子を擒られたる父、縁事有りむとして井に趣く。宿る人足を洗はむとして副ひ往きて見る。また村の童女井に集り水を汲みて、宿る家の童女の井を奪ふ。惜みて奪はしめず。其の家の童女水を汲まきといひて、罵り厭ひて打つ。拍たれて哭きて帰る。家主待ち問ひていはく彼の拍ち罵りて「驚の嘔残なり」と曰ひたる所以を問ふ。家主答へて言はく

「其の年の其の月日の時に、余れ鳩を捕る樹に登りて居る。驚、嬰兒を汝、何故ぞ哭く」といふ。宿る人見たる如く具に上の事を陳べて、すなはち

江の戦。三仏をさして「神祇」といつてゐる。戰難を免れる、あるいは下文にみえるように、浅い処を得て海を渡る、といつた説話が多い。觀音菩薩の信仰にかかわって示されることが多い。六上巻五縁に火を起す勝國の客神とされた仏が、本説話では災難を免れしむる神祇とされる。七三次市の寺町廃寺跡がその跡地とされる。造寺のイメージは中巻九縁の「壇」於己所造寺にて結びついてゐる。(六以上が、禪師弘濟が伽藍諸寺とを造立した事情である。元鑄造された金銅仏の鍛金には金アマルガムが用いられる。金と丹とは金アマルガムの原料であろう。三底本訓釋「晚久礼」。三所在不明。宇治拾遺物語・下・一八九に「かばね鳩といふ所は、海賊の集まる所なり」とみえる。三毛邦の説話に類似する契沖の指摘がある)。晋書八十一篇「在武昌、軍人有於市買得一白龜長四五寸、養之漸大、故諸江中、鄰城之敗、養龜人、被縛持刀自投於水中、如覓墮之石上、視之、乃先所養白龜、長五六尺、送至東岸、遂得免焉」とあり、幽明錄にもみえる。龜に足を支えられて海を渡るイメージは、下巻九縁の主人公が冥界の使者に先導され冥界的河を渡るイメージに結びついている。三岡山県浅口郡金光町占見あたりか。原文「其備中浦」とある其は「於」の意か。四幽明錄「廻顧而去」。「その龜、三つ頸(く)て去りぬ」として、その龜は禪師を背から下ろして三匹の龜を助けたので四匹が禪師を救済に來た、とする小泉道の説があるのである。その説に従うならば、たんに「三頸」とだけある本文にじつに多くの内容を読みとる必要が生じる。三原文「其寺賣金丹」。「其」は「於」の意か。五施主。三谷郡の大領の

先祖。三底本訓釋「運(米久流)」は誤り。法五、扶桑略記・推古天皇条に引用。今昔物語集十四ノ三十六に書承。

一底本訓釋(見之)比太留」。二大通方広機悔滅罪莊成仏經をさす。三巻。同經に是方広經典」とある。下文の「方広經」もこの經。

三未詳。本説話以外に所伝をみない。底本訓釋「縫奴比乃」。四いかなる宿業か、といふ具体相は述べられない。五長生きをして人にきらわれることは、善行をおこなつて早く死ぬことに及ばない。「長生為人所厭」と「行善過死」とを比較し、「行善過死」をえらぶ。原文「為人所厭」、「為一所」の文型で被動が示されるばかり、「為は平声」「の」ところとなる」と訓むべきなのだが、大坪併治によれば訓音料では「ののために」と「る・らる」と訓まれるのが普通。去声の「為」と考えられたか。本書では「のためにーる・らる」と訓まれた例はなく、上巻十二縁の「為人薦所履」の底本訓釋に「董(介毛乃爾)」「履(不万)」「留(か)」)とあることより推して、「ーにーる・らる」と訓んでおく。六大通方広機悔滅罪莊成仏經・上に「若欲受持誦誦經、当淨浴、著淨衣服、淨掃坊舍、以懸棺蓋、莊嚴室內」とある。七未詳。中巻十一縁にも同じ語がみえる。八底本訓釋「浴(一、加波安見天)」。先潔其身、香水沐浴」というイメージは、下巻十縁の「毎日大小便利、洗浴淨身」に結びつく。九大通方広機悔

都、卅三年乙酉冬十二月八日、連公居住難破、而急卒之、屍有異香、而翻覆矣、天皇勅之、共登山頂、其金山頂、居一比丘、太子敬禮而曰、是東宮童矣、自今已後、逕之八日、忘道還、即見驚蘇也、時人名曰還活連公也、孝德天皇世六年庚戌秋九月、賜大花上位也、三遍誦禮、自彼罷下、皇太子言、速還家、除作仏處、我悔過畢、還宮作仏、然從先武振万機、孝繼子孫、諒委、三寶驗德、善神加護也、今惟推之、逕之八日、逢鉛鋒者、當宗我入鹿之亂也、八日者、八年也、妙德菩薩者、文殊師利菩薩也、令服一玉者、令免難之藥也、黃金山者、五台山也、東宮者、日本國也、還宮作仏者、勝宝心真聖武太上天皇、生三千日本國、作寺作仏也、爾時並住行基大德者、文殊師利菩薩反化也、是奇異事矣、

憑念觀音菩薩得現報緣第六

老師行善者、俗姓堅部氏、小治田宮御宇天皇之代、遣學高麗、遭其國破、流離而行、急其河邊、倚壞無船、過渡無由、居斷橋上、心念觀音、即時老翁、乘舟迎送、同載共覲音威力、難思議矣、讚曰、老師遠學、遭難將歸、無由濟渡、憶聖坐椅、心憑威力、化翁米資、別後遄歸、因儀常禮、其役不輟、

贖龜命放生得現報龜所助緣第七

禪師弘濟者、百濟国人也、当三百濟乱时、備後国三谷郡大領之先祖、為救百济、遣軍旅時、發誓願言、若平還來、為諸神祇、造立伽藍、起多諸寺、遂免災難、即請禪師、相共還來、造三谷寺、其禪師所以造立伽藍及諸寺、道俗觀之、共為欽敬、禪師為造尊像、上京元財、既買得金丹等物、還到難破之津、時海辺人、壳大龜四口、禪師勸人、買而放之、即借入舟、將童子一人、共乘度海、日晚夜深、舟人起欲、行到備前骨嶋之邊、取童子等、擲入海中、然後告禪師云、忘速入海、師雖教化、賊猶不許、於茲發願、而入海中、水及腰時、以石當脚、其曉見之、龜負之矣、其佛中浦、海辺其龜、三頃而去、疑是放龜報恩乎、于時賊等六人、其寺壳金丹、檀越先量過価、禪師出見之、賊等茫然、不知退進、禪師憐愍、不加刑罰、造仏巖塔、供養已了、後住海邊、化往来人、春秋八十有余而卒、畜生猶不忘恩、返報恩、何況哉人而忘恩乎、

贊ニ龜命一放レ生得ニ現報ニ龜所レ助縁第七

禪師弘濟者，百濟國人也。當三百濟亂時，備後國三谷郡大領之先祖，為救三百濟，遣三軍
旅一時，發誓願一言，若平還來，為諸神祇，造立伽藍，起多諸寺，遂免災難，即謂禪
師，相共還來，造三谷寺，其禪師所以造立伽藍及諸寺，道俗觀之，共為欽敬，禪師為
造尊像，上京完財，既賣得金丹等物，還到難破之津，時海辺人，壳大龜四口，禪師
勸人，買而放之，即借入舟，將童子二人，共乘度海，日晚夜深，舟人起欲，行到備前
骨嶋之邊，取童子等，擲入海中，然後告禪師云，必速入海，師雖教化，賊猶不許，
於茲發願，而入海中，水及腰時，以右當腳，其曉見之，龜負之矣，其備中浦，海邊其
龜，三頃而去，疑是放龜報恩乎，于時賊等六人，其寺壳金丹，檀越先量過，價，禪師後
出見之，賊等忙然，不知退進，禪師憐愍，不加刑罰，造仏巖塔，供養已了，後住海
邊，化往來人，春秋八十有余而卒，畜生猶不忘恩，返報恩，何況哉人而忘恩乎。

急就音考二得現釋二編第六

道還、即見驚蘇也、時人名曰還活連公也、孝德天皇世六年庚戌秋九月、賜^三大花上位^一也、春秋九十有余而卒矣、贊曰、善哉大部氏、貴^レ仏儒^レ法、澄^レ情効^レ忠、命福共存、逕^レ世無^レ夭、武振^三万機、孝繼^三子孫、諒委^レ、三寶驗德、善神加護也、今惟推之、逕^二之八日、逢^二玷錄^一者、當^ニ宗我入鹿之亂^一也、八日者、八年也、妙德菩薩者、文殊師利菩薩也、令^レ服^二玉^一者、令^レ免^レ難^ニ之藥也、黃金山者、五台山也、東宮者、日本國也、還^レ宮作^レ仏者、勝宝應真聖武太上天皇、生^ニ于日本國、作^レ寺作^レ仏也、爾^レ時並住行基大德者、文殊師利菩薩反化也、是奇異事矣、

16 誓一義	15 往(國)——ナシ	14 か反、調二合急也	13 賊(國)——賊	12 賊(國)——賊	11 領一領	10 浦(國)——海浦	9 賊(國)——賊	8 入(國)——入	7 人(國)——人	6 丹舟	5 及一多	4 起多諸寺(國)多起諸寺)	3 莉(國)——卒	2 起軍事(國)——ナシ	1 国(國)——ナシ
--------	-------------	-------------	------------	------------	--------	-------------	-----------	-----------	-----------	------	-------	----------------	-----------	--------------	------------

之國——ナシ
至(國)——其々(國)——ナ
至(國)——ナシ
聖坐椅——聖椅

57 時(國)一恃	58 俗(國)一仙儼	59 信(國)一眼	60 傷(國)一也	61 徒(國)一投
52 秋(國)一考	53 孝(國)一孝	54 俗(國)一ナシ	55 服(國)一ナシ	56 太(國)一大
51 也(國)一ナシ	52 也(國)一ナシ	53 也(國)一ナシ	54 也(國)一ナシ	55 也(國)一ナシ
49 徒(國)一投	50 傷(國)一見	51 徒(國)一見	52 徒(國)一見	53 徒(國)一見
47 环(國環)一環	48 吞(國吞)一吞	49 环(國環)一環	50 环(國環)一環	51 环(國環)一環

38	詠	香東(一△)
39	子(國)…△	興秋「詠之乃波之車」・国
40	電(如)	菟與興秋「菟爾之」・東「菟」
41	雞舌(雄名)	其(國) ナン
42	爰薨(國)…△	受菟
43	待(東)…△	ナシ